

令和2年度の中間貯蔵施設事業の方針①

- 安全を第一に、地域の理解を得ながら、事業を実施する。
- 令和3年度までに、県内に仮置きされている除去土壌等※（帰還困難区域を除く）の概ね搬入完了を目指す。
- これに向け、身近な場所から仮置場をなくすことを目指しつつ、令和2年度は安全を第一に、前年度と同程度の量を輸送する。

輸 送

- より安全で円滑な輸送のために以下の対策を実施。
 - ・運転者研修等の交通安全対策や、必要な道路交通対策を実施し、安全な輸送を確保。
 - ・円滑な輸送のため、輸送出発時間の調整など特定の時期・時間帯への車両の集中防止・平準化に取り組む。
- 市町村と連携して計画的な輸送を実施。各市町村の搬出量は、福島県と連携し、市町村と調整の上、避難指示の解除等に伴い住民の帰還を進めていく地域や立地町である大熊町・双葉町等への配慮等を考慮して決定予定。

※令和元年10月集計時点での輸送対象物量（搬入済量＋仮置場及び減容化施設等での保管量）は約1,400万m³

令和2年度の中間貯蔵施設事業の方針②

用地

○着実な事業実施に向け、引き続き丁寧な説明を尽くしながら用地取得に全力で取り組む。

施設

○受入・分別施設及び土壌貯蔵施設

- ・受入・分別施設は、全9施設を安全に稼働。
- ・土壌貯蔵施設は、全8工区を安全に稼働するとともに、整備されたところから順次活用。
土壌貯蔵が終了した施設では、安全性を確保しつつ、維持管理を着実に実施。

○廃棄物関連施設

- ・仮設焼却施設及び灰処理施設並びに廃棄物貯蔵施設を安全に稼働しつつ有効に活用。

減容・再生利用

○最終処分量の低減に資する、除去土壌等の減容・再生利用に向け、関係機関の連携の下、地元の御理解を得ながら、技術開発や実証事業を実施するとともに、再生利用先の具体化を推進。

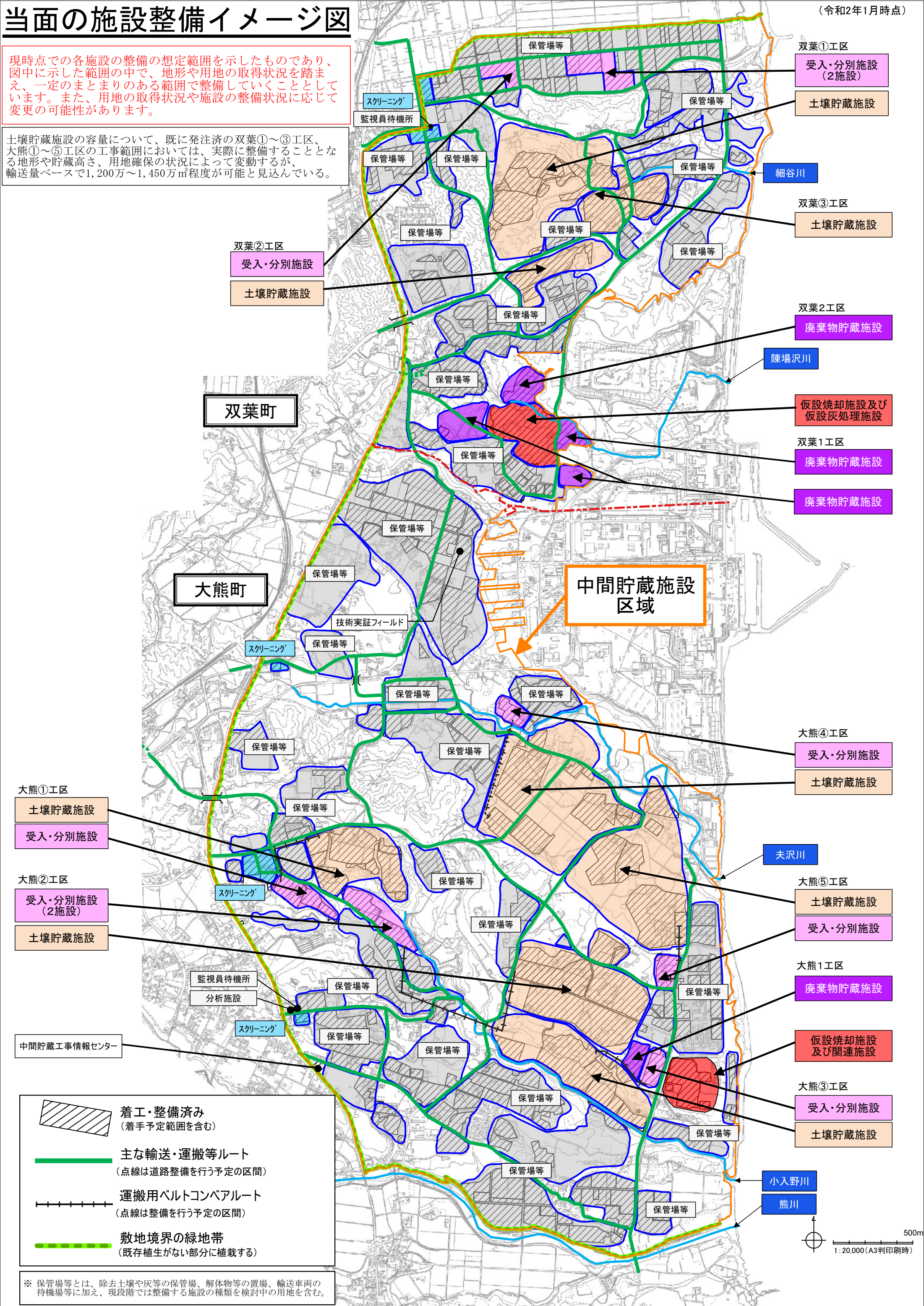
○減容・再生利用の必要性・安全性等に関する理解醸成活動を推進。

当面の施設整備イメージ図

(令和2年1月時点)

現時点での各施設の整備の想定範囲を示したものであり、図中に示した範囲の中で、地形や用地の取得状況を踏まえ、一定のまとまりのある範囲で整備していくこととしています。また、用地の取得状況や施設の整備状況に応じて変更の可能性があります。

土壌貯蔵施設の容量について、既に発注済の双葉①～③工区、大熊①～⑤工区の工事範囲においては、実際に整備することとなる地形や貯蔵高さ、用地確保の状況によって変動するが、輸送量ベースで1,200万～1,450万m³程度が可能と見込んでいる。



双葉町

大熊町

中間貯蔵施設
区域

双葉①工区

受入・分別施設
(2施設)

土壌貯蔵施設

双葉③工区

土壌貯蔵施設

双葉2工区

廃棄物貯蔵施設

双葉1工区

廃棄物貯蔵施設

廃棄物貯蔵施設

大熊④工区

受入・分別施設

土壌貯蔵施設

大熊⑤工区

土壌貯蔵施設

受入・分別施設

大熊1工区

廃棄物貯蔵施設

仮設焼却施設
及び関連施設

大熊③工区

受入・分別施設

土壌貯蔵施設

小入野川

熊川

500m
1:20,000 (A3判印刷時)

大熊①工区

土壌貯蔵施設

受入・分別施設

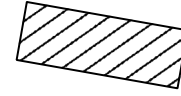
大熊②工区

受入・分別施設
(2施設)

土壌貯蔵施設

監視員待機所
分析施設

中間貯蔵工事情報センター



着工・整備済み
(着手予定範囲を含む)



主な輸送・運搬等ルート
(点線は道路整備を行う予定の区間)



運搬用ベルトコンベアルート
(点線は整備を行う予定の区間)



敷地境界の緑地帯
(既存植生がない部分に植栽する)

※ 保管場等とは、除去土壌や灰等の保管場、解体物等の置場、輸送車両の待機場等に加え、現段階では整備する施設の種類の検討中の用地を含む。